

# 令和4年度第3回浜松市行政区画等審議会

日時：令和4年7月14日(木) 午後2時から

場所：浜松市役所 本館8階 第4委員会室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 諮問事項「区の再編と再編後の区の名称について」に対する「区域」についての答申案について
- (2) 区名の募集・決定方法について

### 3 その他

### 4 閉 会

# 浜松市行政区画等審議会委員名簿

任期:令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

委嘱区分	氏名	備考	
知識経験	○ 伊藤 徳江	浜松市消費者団体連絡会	1期目
	澤井 勇一	日本郵便株式会社 浜松西郵便局	2期目
	◎ 鈴木 純哉	静岡県建築士会西部ブロック	1期目
	鈴木 美佐男	浜松市自治会連合会	1期目
	竹内 直美	とぴあ浜松農業協同組合女性部	1期目
	藤井 康幸	静岡文化芸術大学	2期目
	松下 ひとみ	浜松商工会議所女性会	1期目
関係機関	佐々木 美文	静岡地方法務局 浜松支局	1期目

※氏名：敬称略、委嘱区分・五十音順

※◎会長、○副会長

## オブザーバー

氏名	備考
池ヶ谷 弘巳	静岡県経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当）
望月 久	常葉大学法学部法律学科 特任教授

○浜松市行政区画等審議会条例

平成17年6月1日

浜松市条例第42号

改正 平成20年3月21日浜松市条例第30号

平成31年3月15日浜松市条例第21号

(設置)

第1条 市は、行政区画等に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市行政区画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) 行政区画の変更等に関する事項
- (2) 町又は字の区域の変更等に関する事項
- (3) 住居表示の実施等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政区画等に関する重要な事項

(平20条例30・追加)

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関の職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20条例30・旧第2条繰下・一部改正、平31条例21・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平20条例30・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平20条例30・旧第4条繰下)

(委任)

- 第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平20条例30・旧第5条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日浜松市条例第30号抄)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第26条(第1号に係る部分に限る。)の規定は同年10月15日から、第26条(第2号に係る部分に限る。)の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物

の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

(案)

浜行審第 号  
令和4年7月14日

浜松市長 鈴木 康友 様

浜松市行政区画等審議会  
会長 鈴木 純哉

浜松市行政区画等審議会条例第2条第1号の規定に基づく諮問に  
ついて (答申)

令和4年6月17日付け浜区第3号により諮問のあった、区再編における  
区域について下記のとおり答申します。

記

区再編における区域について、諮問書のとおりとすることに異議はありません。

答申理由

区再編における区域については、市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員  
会において協議が重ねられ、了承されている。

また、各区の区自治会連合会及び区協議会での説明や、パブリック・コメント  
により市民意見の聴取も丁寧に行われている。

こうした経緯を踏まえ、本審議会においては、その内容について異議がない旨  
意見の一致をみたものである。

浜松市行政区画等審議会

令和 4 年 7 月 14 日

## 再編後の区の名称について

## 1 考え方

- ・ 区名の募集方法や条件などについては、前回（6/17 開催）の行財政改革・大都市制度調査特別委員会で、未来志向の中で、区再編後の浜松の一体感、区域が変わる区の融和、区域内に不協和音を生まないこと、住民感情にしこりを残さないことの 4 点に十分配慮するよう御指摘いただいた。
- ・ 市としては、指摘事項を踏まえつつ、7 区の区自治会連合会会長、区協議会会長との意見交換を行い意向の確認を経て、未来志向の中で新しい浜松として融和、一体感の醸成を図っていくため、どのような手法が最善かという観点から、区域の変更がない C 区については募集せず、A 区と B 区については、現行区名を外して新たな名称を募集する。

## 2 スケジュール

月日	内容
6 月 23 日	行政区画等審議会（諮問）
6 月 27 日	7 区の区自治会連合会会長、区協議会会長との意見交換 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 2</span>
7 月 14 日	行政区画等審議会（区域の答申、区名の募集・決定方法）
7 月 26 日～ 8 月 25 日	◆区名候補募集 ※1
9 月上中旬	行政区画等審議会（区名候補募集結果、区名候補）
9 月下旬～ 10 月中旬	◆区名投票（アンケート） ※2
10 月下旬～ 11 月上旬	行政区画等審議会（投票（アンケート）結果、区の名称の答申）

※区域、区名、施行日は、令和 5 年 2 月市議会定例会における議決を予定。

## ※1 区名候補募集の概要

- 1 募集期間 令和4年7月26日（火）から8月25日（木）まで [31日間]
- 2 募集対象区 A区、B区
- 3 応募資格 市内在住の小学生以上
- 4 募集条件
  - 新区名を募集（現行区名を除く）
  - A区、B区いずれについても応募可（片方の区名だけでも可）
  - 区名は日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）に限る
  - 1人何点でも応募可（同一名称の応募は1点限り有効）
  - 同一区への応募は1通につき1点限り有効（同一区への応募は1通につき複数ある場合はすべて無効）
- 5 応募内容 区名（漢字の場合はふりがなで読み方を記入）、住所、氏名、年齢、名称の理由 ※名称の理由は省略可
- 6 応募方法 Webフォーム、電子メール、郵送、FAX、直接持参（市役所、区役所、協働センター、ふれあいセンター）
- 7 選定方法 応募結果を参考に、特別委員会や行政区画等審議会における協議を踏まえ、区名候補を一定数選定

## ※2 区名投票（アンケート）の概要

- 1 投票期間 令和4年9月下旬から10月中旬まで [3週間程度]
- 2 投票資格 市内在住の小学生以上
- 3 投票条件
  - A区、B区いずれについても投票可（片方の区名だけでも可）
  - 1人1通、各区1点限り有効（同一人物による複数の投票はすべて無効）
- 4 投票内容 区名（区名候補から1点を選択）、住所、氏名、年齢
- 5 投票方法 Webフォーム、電子メール、郵送、FAX、直接持参（市役所、区役所、協働センター、ふれあいセンター）
- 6 選定方法 投票結果を参考に、特別委員会における協議や行政区画等審議会における審議・答申を踏まえ、区名を決定  
（決定した区名は条例案に盛り込む）



◆ 区名候補募集

項目	内容 ※下線が指定都市移行時の例からの変更点	理由・対応等
募集対象区	<u>A区、B区</u>	A区及びB区は、中・東・西・南・北・浜北区の区域を再編し、設置するものであり、新たな区の一体感の醸成が必要である。 C区は、再編による区域の変更がないことから、A区、B区について区名候補を募集する。
応募資格	市内在住の小学生以上	
募集条件	いずれの区についても応募可 (1区のみでも複数の区でも可)	区名については、より幅広い市民の参加を得て、その意向を確認し、参考とする必要があり、浜松市の未来を創造する子供たちの意見を含め、広く募集する。 また、募集の段階では、自由な発想で多様なアイデアを募る必要があるため、1人あたりの応募点数を限定しないこととし、いずれの区についても応募可とする。
	区名は日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）に限る	
	1人何点でも応募可 (同一名称の応募は1点限り有効)	
	同一区への応募は1通につき1点限り有効 (同一区への応募は1通につき複数ある場合はすべて無効)	
応募内容	<u>現行区名を除く</u>	配慮事項4点を踏まえ、新たな編成となるA区、B区は、現行区名を除き募集することが地域性に配慮しつつも新しい浜松として融和、一体感が図られる最善の方法と考えられることから、現行区名を除く。
	区名及びふりがな  住所、氏名、年齢、名称の理由（省略可）	募集の段階では、自由な発想で多様なアイデアを募る必要がある。 また、応募資格を小学生以上としており、小学生低学年に対し、論理的な説明を求めることは募集に当たってのハードルになることが想定されることから、理由については任意とする。
応募方法	Webフォーム、電子メール、郵送、FAX、持参（市役所、区役所、協働センター等）	アナログからデジタルまで様々な応募ツールを設け、幅広い市民の参加を得る。
区名候補の選定	募集結果を参考に行政区画等審議会で選定 (指定都市移行時は区名募集結果上位3名称に、委員の協議による2名称を加えた) <u>選定に当たっては、未来志向の中で、区再編後の浜松の一体感、区域が変わる区の融和、区域内に不協和音を生まれないこと、住民感情にしこりを残さないことの4点に配慮し、応募結果を総合的な観点から検討する</u>	適切な区名が上位になるとは限らないこと、一方で上位3名称に2名称を加えたものが最適と予め想定することは困難であることから、募集結果を確認した上で区名候補を選定する必要がある。(その際、指定都市移行時の方法はひとつの基準になると考える。)

◆ 区名投票（アンケート）

項目	内容	理由・対応等
投票資格	市内在住の小学生以上	<p>浜松市の未来を創造する子供たちを含め、より幅広い市民の参加を得て、その意向を確認し、参考とする。</p> <p>区名は住所や地域の表記として未永く用いられるものであり、市民に愛されるものとなるよう、居住区に関わらず広く市民が投票できるようにする。</p> <p>また、広範な市民の意見を確認する必要があることから、投票が1点に集中する可能性がある1人複数回の投票は望ましくない。</p>
投票条件	<p>いずれの区についても投票可 (1区のみでも複数の区でも可)</p> <p>1人1通、各区1点限り有効 (同一人物による複数の投票は全て無効)</p>	
投票内容	区名、住所、氏名、年齢	
投票方法	Webフォーム、電子メール、郵送、FAX、持参（市役所、区役所、協働センター等）	アナログからデジタルまで様々なツールを設け、幅広い市民の皆様の参加を得る。
区名の選定	<p>投票結果を参考に行政区画等審議会で選定 (指定都市移行時は中区以外は最多得票の案となった)</p> <p><u>選定に当たっては、未来志向の中で、区再編後の浜松の一体感、区域が変わる区の融和、区域内に不協和音を生まないこと、住民感情にしこりを残さないことの4点に配慮し、応募結果を総合的な観点から検討する</u></p>	—

## 7 区の区自治会連合会会長、区協議会会長との意見交換（6/27）

## ◆ 区再編後の区の名称について

- ・ A 区と B 区については、現行区名を外して新たな名前を募集し、天竜区については募集しないとする市当局案に概ねの賛同が得られた。
- ・ 募集に当たっては、地域にしこりを残さないように進めることや、将来を担う子供たちが参加できる手法を検討することを求める意見があった。

## 《主なご意見》

## (1) 区自治会連合会会長

中区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区名決定の考え方については当局案に賛成である。</li> <li>・ 天竜区はそのまま残るため区名を変える必要はないと思っている。あとの 2 区は、編成が全く異なる区であるため、全く色がついていないところからスタートしてほしい。</li> </ul>
東区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概ね当局案に賛成する。</li> <li>・ 歴史・背景を考えた中で、市民が将来に希望を持てる区名としたい。</li> <li>・ 自分の地区の小中学校へ区名応募について働き掛けていきたい。</li> </ul>
西区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市当局の方向性に賛成している。</li> <li>・ 天竜区は現行のままで、A 区と B 区は新たな区名が望ましく、期待しているが、浜北の名前がなくなってしまうなど、現在の区名に対する思い入れを十分理解する必要がある。</li> <li>・ 未来を担う子供たちに区名に関心を持ってもらうなど、市民の相互理解が問われる。今後、選考過程を見守っていきたい。</li> </ul>
南区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区名だけで場所が分かる方角など、例えば、A 区を南、B 区を北としても良いのではないのか。特にこだわる意見ではないが、現行区名を除かなくても良いと思う。</li> </ul>
北区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当局案に賛成している。</li> <li>・ 引佐 3 町は、浜北に対して色々な意見があるという人が多く、現行区の名称、浜北の名称を使うことに非常に違和感がある。</li> <li>・ 現行区の名称を入れると浜北区が有利になる。新しい名称のほうが融和的で良いのではないかと思う。</li> </ul>
浜北区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終的に市長始め当局、議会、審議会で大所高所からの判断で決めてくれれば良いと思っているが、現行区名を最初から削除するやり方、手続き論で入口から浜北を削除するのはいかがなものか。</li> <li>・ 北区と一緒に区になるからには、お互いに手を取り合いながら問題解決を図り、新しいまちづくりを進めていくべきであり、北区に対してはリスペクト、敬意、配慮すべきであると思っている。</li> </ul>
天竜区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区名についての今後の手続きについて、市または議会の考え方を尊重したい。</li> <li>・ 天竜区がどのように魅力を発信できるか、浜松市の中で一体感を醸成できるのかという議論がなされるべきであり、今後、市、議会と一緒に議論していきたい。</li> </ul>

(2) 区協議会会長

中区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大枠は、当局案に賛成する。</li> <li>・長く使う名前であるので、地域にしこりを残さないよう、現行区名を使わないことが一番良いと思う。浜北区・中区は人口が多いため、どうしてもそちらに片寄ってしまうことが懸念される。</li> </ul>
東区 会長	<p>(東区自治連会長のご意見を再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね当局案に賛成する。</li> <li>・歴史・背景を考えた中で、市民が将来に希望を持てる区名としたい。</li> <li>・自分の地区の小中学校へ区名応募について働き掛けていきたい。</li> </ul>
西区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区名の募集に関しては、引佐3町の方に配慮すべきであり、自民党の案で進めてほしい。</li> </ul>
南区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい3区を委ねる若い人や、70年・80年後も区名を使う小学生の気持ちを大事にする公募としてほしい。</li> <li>・色々な新しい区名が出てくるかもしれないので、あまり制限をかけずに公募した方が良いのではないか。</li> </ul>
北区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区名決定は、当局案の方向が良い。</li> <li>・現行区名というよりも幅広く公募し、みんなで新しい区の名前を決めることが一番良い。歴史的観点を踏まえ、古からの色々な地名・名称が出てきても良いのではないか。</li> </ul>
浜北区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員から、唐突に現行区の名前を外すということが出てきたので、しっかり説明してほしいとの発言があった。</li> <li>・別の委員からは、住所が長くなってもかまわないので、〇〇区浜北□□として、浜北の名前を残してほしいとの意見が出た。</li> <li>・私自身として、説明を受けた市当局の示した内容で良いと思っているが、区協議会への説明を事前にしていただき進めてほしい。</li> </ul>
天竜区 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局案に賛成する。</li> <li>・区名は市民の日常生活に最も密着したものであり、市民参加による公募が良い。</li> <li>・現行区名を継続すると、人口の多寡、数の論理で決まってしまう懸念があり、それ以外の地域にしこりや深層的な分断が生じる懸念がある。</li> </ul>

## 区名候補募集広報物の内容（募集要項）

## ➤ タイトル

新しい区の名前の候補を募集します

## ➤ 応募期間

令和4(2022)年7月26日(火)～8月25日(木)

郵便の場合は最終日の消印有効、メール・FAXの場合は当日到達分まで有効

## ➤ 応募できる人

浜松市に住んでいる小学生以上の人(住んでいる区にかかわらず、応募できます)

## ➤ 募集対象区

A区・B区(どちらか1つの区名だけでも応募できます)

## ➤ 施行日

令和6(2024)年1月1日(新しい区名になる日)

## ➤ 募集条件

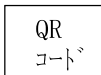
- ・区名は日本語(漢字・ひらがな・カタカナ)に限ります。
- ・現行の区名は除きます。
- ・1人何回でも応募できますが、1回の応募で、A区に1点、B区に1点まで応募できます(どちらか1つの区だけでも応募できます)。
- ・同じ区名を1人で何回も応募することはできません。

## ➤ 応募の記載事項

①区名(漢字の場合はふりがな)、②区名の理由(省略可)、③郵便番号、④住所、⑤氏名(ふりがな)、⑥年齢を記入して、下の表の(1)～(5)までのいずれかの方法で応募してください。

※記載事項の不備や公序良俗に反するもの等については無効とする場合があります。

## ➤ 応募方法

(1)特設ウェブサイト 応募フォーム	<a href="https://.....">https://.....</a>	
(2)直接持参	区再編推進事業本部(市役所本館5階)、各区役所(区振興課)、協働センター、ふれあいセンターのいずれかへ書面で提出	
(3)郵便【ハガキ、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 浜松市役所 区再編推進事業本部	
(4)電子メール	ksh@city.hamamatsu.shizuoka.jp	
(5)FAX	050-3730-1867(区再編推進事業本部)	

➤ **区名の選定**

- ・ 今回の応募結果を参考に、「浜松市行政区画等審議会」の審議を踏まえ、区名候補をいくつかに絞り込み、9月下旬から10月中旬にかけて区名投票（アンケート）を行います。投票結果を参考として同審議会にて区名を選定します。選定に当たっては、**未来の浜松に向かって、区再編後の一体感、新しい区として協調していくこと等**に配慮し、応募結果を総合的な観点から検討します。

今後の審議の詳細は、市ホームページに掲載します。

市ホームページ

区再編

検索



QR

コード

➤ **その他**

- ・ 区再編の協議の経過についても、上記ホームページに掲載しています。また、区役所の区振興課、協働センター、ふれあいセンター、図書館に「区制度の検討について（閲覧用）」ファイルを配架しています。
- ・ ご応募の際にご記入いただいた住所、氏名等の個人情報は、区名候補募集結果の集計以外の目的に使用することはありません。

➤ **問い合わせ先**

区再編推進事業本部

TEL 053-457-2123

※そのほか、区割りのイラスト等を追加

※ポスター等広報媒体に合わせ、上記項目を抜粋して掲載

※チラシには上記項目を全て掲載し、応募専用はがきを印刷